

先代旧事本紀について

読み下し文中の青字は要検討部分、太字・レイアウト等は全て藤田隆一によるもの。

『先代旧事本紀』について

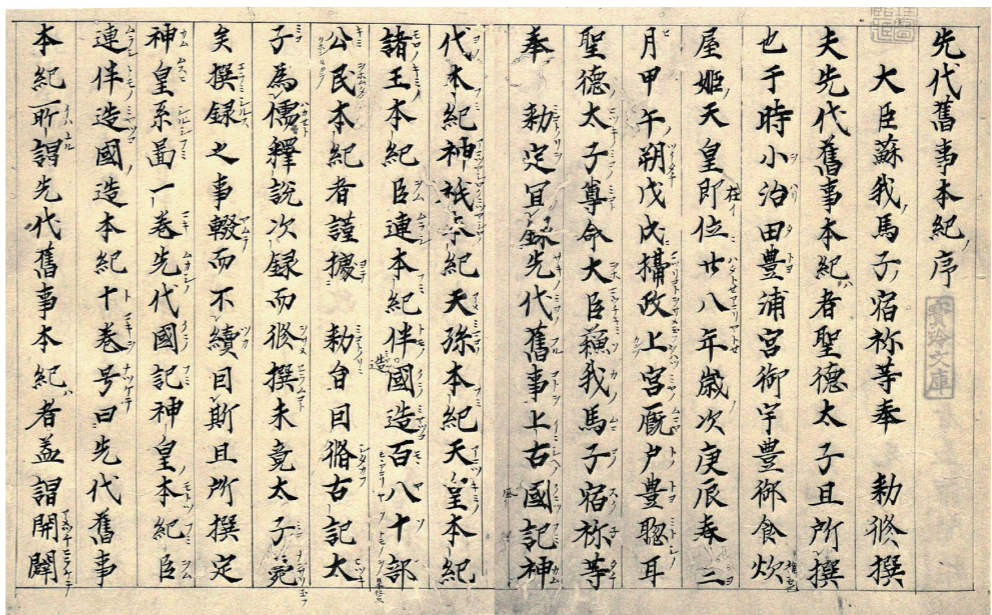
『先代旧事本紀』は、物部氏を中心とした神話・伝承・系譜・歴史・氏族を記述する文書。略して『旧事紀』とも称される。「現在我々が見ている文書の姿」が形成されたのは十世紀頃と見られる(巻一の末尾に「延喜式に云く」、巻十に「弘仁十年」の年号が見られる、などによる)が、その編纂者は不明。ただ、その際に古く(つまり聖徳太子の頃)からある「原史料」を元に編集された可能性は排除できない。記紀でも及ばない「古い痕跡」を、その記述の中に残すからである。

今回の読み下しでは「天理図書館本」を底本とし、「寛永二十一年の版本」を校勘の参考とした。

『先代旧事本紀』巻別の主な内容

- 第一巻 神代本紀、陰陽本紀、天地開闢、イザナギ神話。
- 第二巻 神祇本紀、アマテラスとスサノオの神話。
- 第三巻 天神本紀、ニギハヤヒ神話、出雲の国譲り。
- 第四巻 地祇本紀、出雲神話。オオクニヌシなど。
- 第五巻 天孫本紀、物部氏、尾張氏の系譜。

- 第六巻 皇孫本紀、日向三代、神武東征。
- 第七巻 天皇本紀、神武天皇から神功皇后まで。
- 第八巻 神皇本紀、応神天皇から武烈天皇まで。
- 第九巻 帝皇本紀、継体天皇から推古天皇まで。
- 第十巻 國造本紀、國造130家以上の伝承。



『先代旧事本紀』天理図書館本

巻一「序」より

大臣蘇我馬子宿禰等は勅を奉じて修撰す。夫れ先代舊事本紀は、聖徳太子撰し且めし所なり。于時、小治田豊浦宮に御宇せし豊御食炊屋姫天皇の即位廿八年、歳次は庚辰の春三月甲午の朔戊戌なり。攝政上宮厩戸豊聰耳聖徳太子尊は大臣蘇我馬子宿禰等に命じ、勅を奉じ定めしむ。

宜しく先代舊事・上古國記・神代本紀・神祇本紀・天孫本紀・天皇本紀・諸王本紀・臣連本紀・伴造國造百八十部・公民本紀を録すべし、と。者れば謹みて勅旨に據き、回て古記を脩し、太子の儒為る釋説を次で録せり。而るに修撰未だ竟らざるに、太子は薨じたり。撰録の事は輟みて續かず、斯に回て且く撰定せし所の神皇系圖一卷・先代國記・神皇本紀・臣連伴造・國造本紀の十巻を号して先代舊事本紀と曰へり。謂ふ所の先代舊事本紀とは、蓋し開闢以降、當代以往を謂ふものなり。其の諸皇王子・百八十部・公民本紀は更に後勅を待ちて撰録す可し。于時卅年歳次壬午の春二月朔己丑、是なり。(以下略)

語釈

且しばらくは、はじめのうちは。先代舊事・上古國記：不詳。当時存在した史料群か。太子の儒為る：太子の学者としての。者れば：ということ。引用文全体を受ける接続詞。

巻三「ニギハヤヒの天降り」より

天照太神は詔りして曰く、豊葦原の千秋長五百秋長の瑞穂國は、吾御子なる正哉吾勝々速日天押穗耳尊が知らず可き國なり、と言寄せ詔賜ひて之を天降りさせし時に、高皇産靈尊の兒なる思兼神の妹なる萬幡豊秋津師姫栲幡千千姫命を妃と為して誕生せしは天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊なり。之時に、正哉吾勝々速日天押穗耳尊は奏して曰く、僕將に降らむと欲し、裝束する間に生まれし所の兒なり。此を以て降らしむ可し、と。詔りして之を許す。

天神の御祖は詔りして、天璽の瑞寶十種を授けたり。贏都鏡を一つ、邊都鏡を一つ、八握劍を一つ、生玉を一つ、死反玉を一つ、足玉を一つ、道反玉を一つ、蛇比礼を一つ、蜂比礼を一つ、品物比礼を一つ、是なり。

天神の御祖は教へ詔りして曰く、
若し痛む處有らば、茲の十寶をして一、二、三、四、五、
六、七、八、九、十と謂ひて布瑠部、由良由良止布瑠部。
此の如く為さば、死れる人も返りて生くるなり、
と。是則ち所謂布瑠の言本たり。

高皇産靈尊は勅して曰く、
若し葦原中國の敵有りて、神人を拒みて戦を待ちな
ば、能く方便を為して誘ひ、欺き防ぎ拒むべし。而して
治平せしめよ、

と。三十二人をして並びに防衛と為し、天降り供奉せしめ
たり。

天香語山命は、尾張連等の祖なり。

天鈿賣命は、媛女君等の祖なり。

天太玉命は、忌部首等の祖なり。

天兒屋命は、中臣連等の祖なり。

—— 中略 ——

五部人を副へて從と為し、天降り供奉せしむ。

物部造等の祖なる天津麻良、

笠縫部等の祖なる天勇蕪、

—— 中略 ——

天物部等二十五部の人を、同じく兵杖を帯びて天降り供



に、饒速日尊は既にして神損去り坐しぬ。而して復び天に
は上らず。時に高皇産靈尊は速飄神に詔りして曰く、

吾が神の御子なる饒速日尊を使せし所の葦原中國に

於て、疑恠しく思ふこと有りし耶。故に汝能く降りて

復白す可し、

と。于時、速飄神命は勅を奉じて降り來り、當に神損去り

坐せしを見ぬ。則ち反り上りて復命して云く、

神の御子は既に神損去り、亡くなり坐しき、

と。高皇産靈尊は以て哀泣し、則ち速飄命に命を以て天上

に將上げしめ、其の神の屍骸を處て日七夜七を以て遊樂

哀泣し、天上に斂めたり。

天照太神は謂へらく、

豊葦原の千秋長五百秋長の瑞穂國は、我が御子なる正

哉吾勝々速日天押穗耳尊の王たる可き地なり、

と詔り賜ひて、之を天降らしめし時に、天浮橋に於て立ち

て臨み之を睨て曰く、

豊葦原の千秋長五百秋の瑞穂國には猶喧擾の響を聞

けり。彼の地は未だ平らかならず。須まざる也、頗凶目

杵之國歟、

と。乃ち更て還り登り、復天に上り、具さに不隆の狀を陳
べたり。

奉せしむ。

二田物部、當麻物部、

芹田物部、馬見物部、

横田物部、嶋戸物部、

浮田物部、巷宜物部、

足田物部、須尺物部、

田尻物部、赤間物部、

久米物部、狭竹物部、

—— 中略 ——

筑紫間物部、播麻物部、

筑紫贄田物部。

船長も同じく共に梶取等を率ひ領して、天降り供奉せし
む。

—— 中略 ——

饒速日尊は天神御祖の詔を稟け、天磐船に乗りて河内國
の河上の哮峯に天降り坐せり。則ち大倭國の鳥見の白山
に遷り坐せり。所謂天磐船に乗りて大虚空を朔り行き、是
郷を巡り睨て天降り坐しき。即ち、

虚空見日本國

と謂へるは是歟。饒速日尊は長髓彦の妹なる御炊屋姫を
娶り妃と為らしめ、任胎しめたり。未だ産む時に及ばざる

—— 中略 ——

正哉吾勝々速天押忍穗耳尊は、高皇産靈尊の女なる栲幡
千千姫万幡姫命を以て妃と為して、虛天に居りて生める
兒を天津彦々火瓊々杵尊と號けぬ。同じく此の皇孫を以
て親に代り降さんと欲せり。天照太神は詔りして、

白す任に降す可し。宜しく天兒屋命・天太玉命及び諸

部神等を以て、皆悉く相援くべし。且は服御の物も、

一らに前の依く授けむ、

と。然る後に天忍穗耳尊は更、天上に還り復せり。

太子なる正哉吾勝々速日天押穗耳尊が、高皇産靈尊の女

なる万幡豊秋津師姫命、亦の名は栲幡千千姫命を妃と為

して誕生せしは二男なり。兄は天照國照彦天火明櫛玉饒

速日尊、弟は天饒石國饒石天津彦々火瓊々杵尊なり。

語釈

饒速日尊 || ニギハヤヒノミコト。

『古事記』では邇芸速日命と書く。記紀ではニギハヤヒ
を「天神の子」とは認めるものの、その父祖については
沈黙する。『先代旧事本紀』の記述によれば、ニギハヤ
ヒの父は天押穗耳尊(天照大神の子)であり、ニニギの
兄となる。つまり物部氏は天皇氏よりも嫡系の血筋と

ということになる。

布瑠の言本たり「布瑠」の語源である。

天香語山命は、尾張連等の祖なり天香語山命とは

饒速日の長男。天降りの前に天上で生まれたという。

天物部等二十五部詳細は未詳だが、この部族の名前に

「物部氏」本来の出身領域が表れているかもしれない。

例えば「馬見物部」とは、遠賀川の源流点にある馬見山

の近辺に住んだ部族名かもしれない、など。

ところで、ニギハヤヒが天降る時点で既にこれだけの

天の「物部」族が存在していることを、どう考えれば良

いのだろうか。

本居宣長の『古事記傳』十九の六十一には「抑々物部は

母能々布部といふことにて、布辨を約めて母能々辨と

はいふなり。さて其母能々布と云は、總て武勇職を以

て仕奉る建士の称にしてニ云々とある。

巷宜物部「巷宜」とは蘇我の古名とされる。

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』に「巷宜伊奈米大臣」、

『上宮聖徳法王帝説』に「巷奇は蘇我也」などがある。読

みは「こうき」か。一説には「そが」とも読ませる。

「巷宜」「巷奇」ともに記紀などには出現しない、古風な

表記であるといえよう。『先代旧事本紀』卷三の記事か

らすると、蘇我氏はもと物部氏の係累であったのか

もしれない。喧擾騒ぎ乱れる。けんじょう。

■卷四「大己貴神」より

兒の大己貴神は亦の名を大國主神、亦は大物主神と云ふ。

亦云ふ國造大穴牟遲命、亦云ふ大國玉神、亦云ふ顯見國玉

神、亦云ふ葦原醜雄命、亦云ふ八千矛神と。並びに八つの

名有り。其の子は凡そ百八十一神有り。

先づ、宗像の奥都嶋に坐す神なる田心姫命を取りて生み

しは一男一女なり。(中略)次に高志の河沼姫を娶りて生

みし一男は、兒建御名方神なり。信濃國の諏方郡の諏方神

社に坐せり。

孫、都味齒八重事代主神は、化して八尋の熊罥と為りて三

嶋溝杭の女なる活玉依姫に通ひ一男一女を生めり。兒は

天日方奇日方命なり。此の命は、樞原朝の御世に勅ありて

食國政申大夫と為りて供奉す。妹は輔五十鈴姫命なり。此

の命は、樞原朝に立ちて皇后と為り、一兒を誕生す。即ち

神滄名河耳天皇、次に彦八井耳命、是なり。次の妹は五十

鈴依姫命なり。此の命は葛城高丘朝に立ちて皇后と為り

一兒を誕生す。即ち磯城津彦玉手看天皇なり。(以下略)

語釈

高志の河沼姫を娶りて「沼河姫」の誤写か。

『古事記』では建御名方神の母を明かさないが、『先代

旧事本紀』ではここに明記している。

食國政申大夫食國政大夫とも。記紀には見えない職名。

『職原鈔』(北畠親房著、興國元年1340年成立)の

上卷・右大臣の条には「上古には大臣の号は無し。執政

の人を喚んで食國政申大夫と称す。」とある。「食國」は

一説に「おすくに」「けくに」などと読まれる。治国、領

地などの意義か。

なお「食國」の用語は『古事記』には2回出現する(神代

と応神記)が、『日本書紀』には出現しない。

『先代旧事本紀』には「食國」は14回出現、「食國政大夫」

は10回、「食國政申大夫」は1回出現する。

■卷五の先頭より

天孫本紀

天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊は、亦の名を天火明命、

亦の名を天照國照彦天火明尊、亦云ふ饒速日命、亦の名

は膽杵磯丹杵穗命なり。

ひ、亦皇孫とも稱するなり。

中略

弟なる宇摩志麻治命は、亦云ふ味間見命、亦云ふ可美真手

命と。天孫天津彦火瓊杵尊の孫なる磐余彦尊は、天下を

馭めんと欲し、師を興して東征す。往々命に逆ふ者は蜂起

して未だ伏さず。中州の豪雄なる長髓彦は本より饒速日

尊の兒たる宇摩志麻治命を推し君と為して奉じたり。此

に至りて乃ち曰く、

天神の子に豈兩種有らんや。吾は他に有ることを知ら

ざるなり、

と。遂に兵を勸して之を距めり。天孫の軍は連戦するも、

戯つこと能はず。于時、宇摩志麻治命は舅に従はず、謀り

て誅斂假戻し、衆を帥ゐて之に歸順す。時に天孫は宇摩志

麻治命に詔りして曰く、

長髓彦は性狂迷、兵勢は猛銳なり。敵として戦ふに至

りては、誰か敢て勝つに堪へんや。而るに舅は計に據

らず軍を帥ゐて叛順し、遂に官軍を款ばしむ。朕は其

の忠節を嘉したり、

と。特に哀寵を加へ、授くるに神劔を以てす。其の大勲に答へたり。凡そ厥の神劔とは**師靈**なる劔刀なり。亦の名を布都主の神魂の刀、亦云ふ佐土布都、亦云ふ建布都、亦云ふ豊布都神とは是なり。

復宇摩志麻治命は、天神御祖の饒速日尊に授けし天璽たる瑞寶十種の壹をして天孫に奉獻す。天孫は大ひに喜び特に寵異を増やしぬ。復宇摩志麻治命は天物部を率ゐて夷の荒逆を翦り、亦軍を帥ゐて海内を平定して奏せり。天孫なる磐余彦尊は詔りして有司に命じ、始めて帝宅を經めり。

大歳辛酉の正月庚辰朔に、天孫なる**磐余彦尊**は檀原宮を都とし、初めて皇位に即けり。号して元年と曰ふ。皇妃姫なる**鞆五十鈴姫命**を尊び、立てて皇后と為す、即ち大三輪神の女なり。宇摩志麻治命は先づ天瑞を獻じ、亦神楯を豎て以て齋みす。五十櫛とは謂ふなり。亦今木と云へるを布都主の劔に判繞して、大神を殿内に奉齋す。即ち天玺瑞寶を蔵し、以て天皇の為に鎮祭す。之時、天皇の寵異は特に甚し。詔りして曰く、

近く殿の内に宿へ、
と。因りて**足尼**と號す。其の**足尼**の號なるは此より始むる

件は左の如し。

児なる宇摩志麻治命は。此の命は檀原宮御宇天皇の御世に、元は**足尼**と為り、次には**申食國政大夫**と為りて大神を奉齋す。活目邑の五十吳桃の女子なる師長姫を妃と為して、二児を誕生す。

孫なる味饒田命は、阿刀連等の祖なり。弟なる彦湯支命は亦の名は**木開足尼**。此の命は葛城高丘宮に御宇せし天皇の御世に、元は**足尼**と為り、次には寵もて**申食國政大夫**と為り、大神に奉齋せり。(中略)

四世孫なるは大木食命(三河國造祖、出雲大臣の子なり)、弟の六見宿祢命(小治田連等の祖なり)、弟の三見宿祢命(漆部連等の祖なり)。此の命は秋津嶋宮に御宇せし天皇の御世に、並びに近宿せしに縁りて、元は**足尼**と為り、次には**宿祢**と為りて大神に奉齋せり。其の宿祢とは始めて此の時に起これり。(中略)

弟は大綜杵命なり。此の命は輕境原宮に御宇せし天皇の御世に大詠と為り、春日率川宮に御宇せし天皇の御世に大臣と為れり。則ち皇后大臣は大神に奉齋す。高屋の阿被良姫を妻と為して二児を生めり。

弟は大峯大尼命なり。此の命は春日宮に御宇せし天皇の御世に**大尼**と為りて供奉す。其の大尼の起こりは始めて

なり。(中略)

宇摩志麻治命は十一月日朔庚寅に初めて瑞寶を齋ひ、帝後の奉為に御魂を鎮祭し、壽祚を祈請せり。其の鎮魂の祭は此よりして始むるなり。宇摩志麻治命に詔りて曰く、
汝の先考なる饒速日尊は天より天璽瑞寶を受け來り。此を以て鎮と為し、毎年仲冬中寅の例と為し、有司の行事として永く鎮祭を為せ、
と。所謂御鎮祭とは是なり。(中略)

二年春の二月甲辰朔乙巳に天皇は功を定め賞を行ぜり。詔して宇摩志麻治命に曰く、
汝の勲功は念ふに惟大功なり。公の忠節は思ふに惟至忠たり。是を以て先づ神靈の劔を授け、不世の勲に崇報せん。今股肱の職に配して永く不貳の美を傳へん。
自今已後は生々世々子々孫々、八十聯綿として必ず此の職を胤ぎ、永き龜鏡と為せ、

と。此の日、物部連等の祖なる宇摩志麻治命と、大神君の祖なる天日方奇日方命を並びに拜して**申食國政大夫**と為す。其の天日方奇日方命とは皇后の兄なり。但そ申食國政大夫とは、今の**大連・大臣**是なり。凡て厥の瑞寶を奉齋して壽祚を祈り鎮め、兼ねて靈劔を崇めて國家を治護す。此の如き事は、裔孫相承して大神を奉齋するなり。具さなる

此の時に發せり。(中略)

七世孫なるは建膽心大詠命なり。此の命は磯城の瑞籬宮に御宇せし天皇の御世に、**姫**めて大詠と為りて供奉す。
(中略)弟は大新河命なり。此の命は纏向珠城宮に御宇せし天皇の御世に、元は大臣と為り、次には物部連公の姓を賜はり、則ち改めて**大連**と為り、神宮に奉齋す。その**大連**の號は始めて此の時に起こりしなり。

語釈

またの名を天火明命 || ニギハヤヒの別名を火明命とする。記紀などには見られない伝承。ただし、巻六では火明命をニニギの長男としており、『先代旧事本紀』自体の記述にも混乱がある。

弟宇摩志麻治命 || 「弟」とは、天香語山命(高倉下)の弟という意味。『先代旧事本紀』では饒速日の長男は、高天ケ原で誕生した天香語山命とされ、これは尾張氏の祖であるとされる。

誅煞 || 煞は殺の古字。誅殺する。
恨戾 || もとる、裏切る。
師靈なる劔刀 || 奈良県大理事市の石上神宮は、別名を石上坐布留御魂神社、また布都御魂神社といい、布

都御魂大神をまつるといふ。
寵異ちようい 特別扱い。

足尼あそねの號ごう 底本には「足尼」とルビがあり、寛永版本には「足尼」とルビがある。通例は「すくね」と読み、「宿祢すくね」の古名とされる。古くは稻荷山鉄劍銘にも見える。「足尼」の用語は記紀には全く出現しないが、『先代旧事本紀』には全体で38回も出現する。

壽祚じゆそ 壽命の幸い、長生き。
仲冬中寅ちゆうとうちゆう 陰曆十一月の二番目の寅の日。
龜鏡きめい さまり、見本。

申食國政大夫 底本では「食國政と申す大夫」と訓ずる。ただし漢文の文面としてみると「申食國政大夫」で一つの術語になっている。また他の場所では「食國政申大夫」と表記しており、『先代旧事本紀』の中でも表記に混乱が見られる。

申食國政大夫とは、今の大連・大臣是なり 此の文面から、この原文が記されたのは「大連・大臣を使用していた時代」であることが推定される。

宿祢とは始めて此の時に 宿祢の称号の始めを記す文。『日本書紀』において「宿祢」の初見は安寧天皇三年にある一書の中の「大間宿禰」で、宿祢号の開始について

田司たしたる出雲臣の祖なる游宇宿祢ゆうすくねに謂ひて曰く、

是の長田ながたは本より山守の地なり。是を以て今吾は將に治めんとす。余は掌るべからず、

と。時に游宇宿祢は皇太子へ啓すに、皇太子謂ひて曰く、汝すなは、便ち大鷦鷯尊おほささぎへ啓せ、

と。是に於て、游宇宿祢は大鷦鷯尊へ啓して曰く、臣は長田を任せられし所の者なり。大中彦皇子は距みて、治めしめず、

と。大鷦鷯尊は倭直の祖なる麻呂に問ひて曰く、倭の長田は、元は山守の地なりと謂ふ、是は如何、と。對へて言く

臣は之知らず。唯臣の弟なる吾子籠は知りぬ、と。適々たまたま是時、吾子籠は韓國に遣されて未だ還らず。爰に大鷦鷯尊は游宇宿祢に謂ひて曰く、

余躬なんじみづから韓國へ往き、以て吾子籠を喚べ。其れ日夜を兼ねて急ぎ往け、と。乃ち淡路の海人なる八十を水手と為して差せり。爰に游宇は韓國へ往き、即ち吾子籠を率ゐて來りぬ。因て倭の長田を問ふに、對へて言く、

傳へ聞くに、纏向の珠城宮に御宇せし天皇の世に、太子大足彦尊を科して、倭の長田と定めしなり。是の時

は触れられない。『古事記』では孝元天皇記の「味師内宿禰」であり、同様にその始まりについての記載はない。つまり『先代旧事本紀』のこの「宿祢の始まり」記事は貴重な起源譚と言えるものだ。

大詠おほみ 詠は診の異体字。他の史料には見られない職名。大臣おほおみに類する官職か。『先代旧事本紀』全体では3回出現する。

大尼 底本には「大尼」とルビがある。一説には大尼と読ませる。記紀には出現しない職名。足尼の別称か。役目としては、宿祢に類するものか。『先代旧事本紀』全体では5回出現する。

大連の號の起り 『日本書紀』の「大連」の初見は垂仁二十六年の「物部十千根大連」だが、称号の始まりについては触れない。『古事記』の初見は継体記の「物部荒甲之大連」だが、同じく称号の起りには沈黙。すなわち『先代旧事本紀』のこの記事は「大連の始まり」に関する貴重なソース記事である。

■ 卷八「仁德天皇」より

(前略) 固辞して承けず、各々之を相譲りし時に、額田大中彦皇子は、將に倭の長田及び屯倉を掌らんとして、其の長

の勅旨には、

凡そ倭の長田は、御宇する毎の帝皇の長田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇する者に非ざれば掌ることを得ず、

とあり。是を謂へば山守の地なるとは、非なり。

と。(以下略)

語釈

山守 大山守皇子。応神天皇の皇子の一人。

長田 通例「屯田」と書く。この箇所かしよの記載内容は、

『日本書紀』の仁德天皇即位前紀にも同様の記述があるが、『先代旧事本紀』が書紀の記事をそのまま転載したとするのは早計というものだ。その根拠の一つが、この「長田」である。「長田」と「屯田」と、そのどちらの由緒が深いかは一つのテーマかもしれない。なお、「長」と「屯」とは崩し字(もともと)がやや近似している点には要注意だが、参考までに『日本書紀』の神代紀には「始殖于天狹田及長田」という記事があり、神功紀には「祠吾于御心長田國」とある。

なお「屯」の語義は「まもる、たむろする」だ。「屯田」の用語は前漢の武帝の時に始まるとされ、「兵士が辺境

の地に駐屯して平時は農耕をし、有事には武器を持つて闘う」という制度をいうもの。

■卷十「國造本紀」より

上海上國造

志賀高穴穗朝に天穗日命の八世孫なる忍立化多比命を定めて國造を賜ふ。

—— 中略 ——

下海上國造

輕嶋豊明朝の御世に上海上國造の祖の孫なる久都伎直を定めて國造を賜ふ。

新治國造

志賀高穴穗朝の御世に、吳都呂岐命の兒なる比奈羅布命を定めて國造を賜ふ。

筑波國造

志賀高穴穗朝に忍凝見命の孫なる阿閉色命を以て定めて國造を賜ふ。

—— 中略 ——

那須國造

纏向日代朝の御代に、連沼河命の孫なる大臣命を定めて國造を賜ふ。

神野國造

瑞籬朝の御世に、神八井耳命の孫なる建五百建命を定めて國造を賜へり。

—— 中略 ——

加我國造

泊瀬朝倉朝の御代に、三尾君の祖なる石樟別命の四世孫なる大兄彦君を定めて國造を賜ふ。難波朝の御代に越前國に隸く。嵯峨朝の御世の弘仁十年に越前國を割き分ちて加賀國と為せり。

—— 中略 ——

伊吉嶋造

磐余玉穗朝の代に、石井は從へし新羅海邊人天津水凝、後の上毛布を直造とす。

語釈

上海上國造 || 『寛永版本』には「今の總国海上郡」と書入れ

がある。志賀高穴穗朝とは成務・仲哀帝の頃の宮。

下海上國造 || 『寛永版本』には「今の同国海上郡」と書入れ

がある。輕嶋豊明朝とは心神天皇の朝。

新治國造 || 『寛永版本』には「今の常陸国新治郡」と書入れがある。『常陸風土記』の冒頭付近に「毗那良珠命」とい

う國造の話がある。

那須國造 || 『寛永版本』に「下野国那須郡か」と書入れ

がある。底本には「連沼河命」とあるが、「建沼河命」の

誤写か。

神野國造 || 底本には「神野」とあるが、『寛永版本』では

「科濃」と修正の書き入れがあり、「今の信濃国」とあ

る。

嵯峨朝の御世の弘仁十年 || 嵯峨天皇の御世。

この部分の記述は「後世の追記」と思われる。しかし、

これに依りこの『先代旧事本紀』が造られたのは九世紀以降であると判明する。

弘仁十年 || 西暦819年。

『倭名類聚抄』巻五には「弘仁十四年に越前國を割きて之を置く」とある。

伊吉嶋造 || この箇所、底本の原文は「磐余玉穗朝代石井者從新羅海邊人天津水凝後上毛布直造」だが、

『寛政版本』では手書きの書入れをして、代↓伐と原文改定し、「石井に従へる者を伐ち」と読み変えている。

「嶋造」はこれで「こくぞう」と読ませるのかも。

饒速日の系図

※卷六「皇孫本紀」等による系図

